

動物用医薬品

2017年5月改訂(第9版)

2014年3月改訂(第8版)

貯法 室温保存 密封容器

承認指令書番号

23 動薬第 3997 号

再審査結果

1997年10月

豚用鎮静剤

使用基準

マフロパン®1%注射液

®登録商標

【成分及び分量】

品名	マフロパン1%注射液
有効成分	メシル酸マホブラジン
含量	100mL中 1000mg

【効能又は効果】

豚の鎮静 例えば移動、輸送、群再編成時などの闘争防止

【用法及び用量】

体重1kg当たり、本剤0.03~0.05mL(メシル酸マホブラジンとして0.3~0.5mg/kg)を1回筋肉内に注射する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1)本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- (2)本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- (3)本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

豚：食用に供するためにと殺する前
24時間

- (4)と場出荷時には本剤を使用しないこと。
 - (5)本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- (取扱い及び廃棄のための注意)
- (1)所定量を筋肉内に確実に注射すること。
 - (2)注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒した器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと(ガス滅菌によるものを除く)。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
 - (3)使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
 - (4)誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

- (5)本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- (6)小児の手の届かないところに保管すること。
- (7)使用済みの容器は地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (8)本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (9)使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- (1)誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- (豚に関する注意)
- (1)副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

1.重要な基本的注意

- (1)連続大量投与によりプロラクチンの放出が促進される可能性が考えられるので、用時1回投与とすること。

2.副作用

- (1)本剤投与後、一過性の尾の振せん及び排便回数が増加が見られ、また、一過性の呼吸促進、挙動不安等の症状も見られることがある。

【包装】

マフロパン1%注射液 20mLバイアル

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス株式会社
〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://animal.ds-pharma.co.jp>

製造販売元

DSファーマアニマルヘルス株式会社
大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。